

## 国の文化行政に関する動き

## I 第1次基本方針

H13年12月7日 文化芸術振興基本法公布H14年12月10日 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)閣議決定

## II 第2次基本方針

H18年2月17日 文部科学大臣より文化審議会に「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」諮問

H19年2月2日 文化審議会より「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」答申

H19年2月9日 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)閣議決定

文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興の意義、文化芸術の振興に当たっての基本的視点及び重点的取組事項を定め、これらを踏まえて講ずべき基本的施策を定めている。

文化芸術振興の意義	基本的視点	重点取組事項	基本的施策
① 人間が人間らしく生きられるための糧 ② 共に生きる社会の基礎の形成 ③ 質の高い経済活動の育成 ④ 人類の真の発展への貢献 ⑤ 世界平和の礎 (以上1次方針の観点) ⑥ 「文化力」は国の力 ⑦ 文化芸術と経済は密接に関連 (⑥⑦2次方針追加観点)	①文化力の時代を拓く ②文化力で地域から日本を元気にする。 ③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える。	① 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成 ② 日本文化の発信及び国際文化交流の推進 ③ 文化芸術活動の戦略的支援 ④ 地域文化の振興 ⑤ 子どもの文化芸術活動の充実 ⑥ 文化財の保存及び活用の充実	①各分野の文化芸術の振興 ②文化財等の保存及び活用 ③地域における文化芸術の振興 ④国際交流等の推進 ⑤芸術家等の養成及び確保 ⑥国語の正しい理解 ⑦日本語教育の普及及び充実 ⑧著作権等の保護及び利用 ⑨国民の文化芸術活動の充実 ⑩文化芸術拠点の充実等 ⑪その他の基盤の整備等

## III 第3次基本方針

H22年2月10日 「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」(第3次基本方針)諮問

H22年3月23日 文化政策部会にワーキンググループ(舞台芸術、メディア芸術・映画、美術、くらしの文化、文化財)を設置し、「文化芸術振興のための重点施策について」に関する専門的事項の調査検討

H22年6月7日 文化政策部会の審議経過報告

(文化政策部会において、8回にわたる調査審議及び文化芸術の分野ごとのワーキンググループにおける調査検討を経て、今後の文化芸術振興のための基本的な施策の在り方についてのこれまでの審議経過を取りまとめたもの)

H22年 9月～ 文化芸術関係団体ヒアリング  
(現在 第3次基本方針・答申案策定中)

審議経過報告及び第2次基本方針における重点施策

<p>審議経過報告 (H22. 6. 7)                      一六つの重点戦略一                      ※ 網掛け部分：地方に関係する施策</p>	<p>第2次基本方針 (H19. 2. 9)                      一重点的に取り組むべき事項一</p>
<p>(1) 文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し                      文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらの現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント①等新たな支援の仕組みを導入する。</li> <li>◆寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。</li> <li>◆専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル②（仮称）」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。</li> <li>◆地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。</li> <li>◆美術品の国家補償制度③を速やかに導入する。</li> <li>◆国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。</li> </ul> <p>(2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実                      文化芸術に係る人材については、芸術家の国内での活躍の場が少なく海外流出も見られるといった事例のほか、文化芸術を支える専門人材の不足や養成体制に関する課題等が指摘されている。また、無形の文化財等の技術・技能が途絶えるおそれがあるなど、様々な課題がある。これらを踏まえ、芸術家をはじめ文化芸術を創造し、支える人材を充実する観点から、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。</li> <li>◆文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。</li> <li>◆無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。</li> <li>◆文化芸術の振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。</li> </ul>	<p>iii) 文化芸術活動の戦略的支援                      文化芸術活動は、人々に活力を与えると同時に、諸方面に及ぶ国民の活動の活性化が促され、経済活動とあいまって社会全般に大きな影響を及ぼすものである。このような活動の中には構造的に収支のバランスが取りにくい分野も見られることから、国、地方公共団体、民間は文化芸術活動を行う者の自主的な活動を十分に尊重しつつ、それぞれの立場から様々な支援を行っていくことが重要である。</p> <p>国が行う文化芸術活動への支援については、中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援とその普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援が行えるよう、支援方策について必要な見直しを行う。</p> <p>これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ、きめ細かくかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要がある。</p> <p>i) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成                      多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造を担う専門的人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これらの関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。特に、文化芸術活動を支えるためには、文化施設や文化芸術団体の企画、運営及び文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネジメント担当者や舞台技術者等の人材の育成を図る必要がある。</p> <p>さらに、無形文化財や文化財の保存技術のうち重要なものについては、国が継承者養成のために一定の取組を行っているが、生業として成り立ちにくいことなどから、後継者が得難くなっている分野が少なくない。こうした中、これらに携わる人々が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立できる環境の整備が課題となっており、国として長期的視点に立って支援を充実していく必要がある。</p> <p>こうした専門的人材の育成を図るとともに、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境整備を図ることが必要である。</p>

<p style="text-align: center;">審議経過報告（H22. 6. 7） 一六つの重点戦略一</p>	<p style="text-align: center;">第2次基本方針（H19. 2. 9） 一重点的に取り組むべき事項一</p>
<p><b>（3）子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実</b></p> <p>子どもや若者にとって、本物の文化芸術に触れる機会が十分でなく身近なものと感じられにくい、地域の教育力や社会全体で子どもを心豊かにはぐくむ環境が失われつつあるなどの課題が指摘されている。これらを踏まえ、文化芸術の裾野を拡大するとともに、感性や創造力、コミュニケーション能力をはぐくむため、子どもや若者を対象とした以下の取組を進める。</p> <p>◆<b>できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。</b></p> <p>◆<b>文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。</b></p> <p><b>（4）文化芸術の次世代への確実な継承</b></p> <p>有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財について、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的な保存・活用を図ることは極めて重要である。また、文化芸術の作品、資料等は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的な収集・保存が進んでおらず、劣化・散逸や海外流出の危機にある。これらを踏まえ、文化芸術を次世代へ確実に継承するため、文化財の保存・活用や文化芸術の作品、資料等の収集・保存（アーカイブ）に関し、調査研究機能を充実するとともに、以下の取組を進める。</p> <p>◆<b>文化財の修理や防災対策を計画的に進める。</b></p> <p>◆<b>文化財の公開・活用を一層進める。</b></p> <p>◆<b>文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。そのため、作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備が可能な分野から早急に着手する。</b></p> <p><b>（5）文化芸術の観光振興、地域振興等への活用</b></p> <p>我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。こうした文化芸術資源を活用して各地域で観光振興、地域振興、産業振興等の取組が行われているが、各地域にはいまだ生かし切れていない文化芸術資源が少なくない。また、過疎化、少子高齢化による地域社会の衰退等によって、これらを十分に生かすことがままならない地域も数多く見られる。これらを踏まえ、文化芸術の価値を観光振興、地域振興、産業振興等に更に活用することができるよう、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。</p> <p>◆<b>文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値を適切に継承しつつ、観光振興、地域振興等に活用するための取組を進める。</b></p> <p>◆<b>地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、創造都市④の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス⑤等による地域文化の振興を奨励する。</b></p> <p>◆<b>文化芸術活動の成果を創造産業⑥や観光関連産業に結び付ける取組を進める。</b></p> <p>◆<b>「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化芸術資源を掘り起こす。</b></p>	<p><b>v) 子どもの文化芸術活動の充実</b></p> <p>子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくみ、日本人としての自覚を持ちつつ国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成するためには、学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要である。</p> <p>このため、子どもたちが文化芸術を鑑賞したり、創造的活動を行ったりする機会など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが重要であり、学校や地域での文化芸術活動を、文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が緊密に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>さらに、世界の文化の多様性を理解するためにも、子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが必要である。</p> <p><b>vi) 文化財の保存及び活用の充実</b></p> <p>文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、社会の発展の基礎を成すものである。近年の急激な社会構造の変化の中で、実効性のある保存及び活用の充実を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、国や地方公共団体による文化財の保存及び活用の充実とともに地域社会が文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成が必要である。</p> <p>また、ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして、文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法について検討を行うことが必要である。</p> <p>さらに、我が国の文化遺産のユネスコ世界遺産への登録は、我が国の貴重な文化遺産の国際的な価値が評価されるとともに、登録を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で、大きな意義があり、今後、日本からの推薦、登録を推進していくことは重要である。</p> <p><b>iv) 地域文化の振興</b></p> <p>国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞したり、これに参加したり、これを創造したりする機会を確保するためには、各地域における様々な公演・展示の拠点づくりなどの活動に対する支援が必要である。加えて、文化芸術における地域間交流を促進するため、地域の文化芸術活動の関係者が交流する機会の充実も重要である。</p> <p>また、地域文化の振興に当たっては、住民、文化芸術団体、社会教育関係者、学校、地方公共団体、地域の報道機関やメセナ活動に熱心な企業など地域文化の担い手が相互に連携・協力する取組を促すことが必要である。特に、地域の高等教育機関は、教育研究を通じてハード・ソフト両面にわたって優れた文化力を発揮し、地域と協働し、文化芸術を生かした地域活性化や文化芸術の担い手育成など地域文化の振興に貢献することが望まれる。</p> <p>さらに、地域の文化力を、地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりに生かすことが求められており、関係府省や地方公共団体、関係団体による協議や連携を強化する必要がある。</p>

<b>審議経過報告（H22. 6. 7）</b> <b>－六つの重点戦略－</b>	<b>第2次基本方針（H19. 2. 9）</b> <b>－重点的に取り組むべき事項－</b>
<p>(6) 文化発信・国際文化交流の充実</p> <p>我が国は、秀逸な伝統文化の蓄積の上に、ハイカルチャーからポップカルチャーに至るまで、多彩で優れた文化芸術を有している。しかしながら、こうした日本文化に対する国際社会の関心は表層的な面にとどまっており、全体に対する深い理解に基づくものとはなっていない。これらを踏まえ、我が国の文化芸術を積極的に海外発信するとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を更に推進するため、関係省庁による連携の下、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。</li> <li>◆<b>中核的国際芸術フェスティバルの国内開催</b>や海外フェスティバルへの参加<b>に対して戦略的に支援</b>するとともに、<b>メディア芸術祭⑦</b>については世界的フェスティバルとして一層充実する。</li> <li>◆<b>文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実</b>する。</li> <li>◆文化財分野における国際協力を充実する。</li> <li>◆東アジア各国の参加を得て、芸術都市を定め、様々な文化芸術活動を開催する「東アジア芸術創造都市（仮称）」や、大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進する。</li> </ul>	<p>ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進</p> <p>日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には、それらの活動が国のイメージに大きな影響を与え、他方で世界の平和や繁栄にも貢献するという意味で外交的側面も有するという観点や、国内の文化芸術振興という観点に留意しつつ、関係府省等が連携していくことが重要である。</p> <p>また、日本の伝統文化だけではなく、現代の文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう、国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。その際には、アニメ、マンガ、音楽等の「ジャパン・クール」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある。</p> <p>さらに、諸外国の文化財が適切に保護・継承されるよう、積極的に文化財保護の国際協力を推進する必要がある。</p>

\* \_\_\_アンダーライン部分は以下用語解説を参照

「審議経過報告」内用語解説

① マッチンググラント	民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせることにより、文化芸術活動を支援する仕組み。例えば、米国の全米芸術基金（NEA）においては、文化芸術団体等に助成を行う際に、それと同額又は一定割合を乗じた額を、民間企業や財団、個人から資金調達することを義務付けている。
② アーツカウンシル	文化芸術に関する公的助成機関。イギリスやシンガポールなどにおいて導入されており、専門家による審査や評価を行い、文化芸術団体や文化芸術活動に対して助成を行うほか、文化芸術に関する調査研究なども実施する。日本語では「芸術評議会」などと訳される。（例：イングランド芸術評議会／The Arts Council of England）
③ 美術品の国家補償制度	展覧会の開催を支援するため、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその損害を補償する制度。国によって制度の詳細は異なるが、ロシアと日本を除くG8各国では既に導入済み。
④ 創造都市	文化芸術の視点から都市の潜在力を喚起し、地域資源を生かして創造的に都市の振興を図る取組。文化庁では、文化芸術のもつ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を支援している。また、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク事業を実施している。
⑤ アーティスト・イン・レジデンス	国内外の芸術家がある地域に一定期間招へいし、滞在中の創作活動に専念できる環境を提供するもの。芸術家の育成を目的とするほか、地域住民と芸術家の交流や地域の活性化、異文化交流など様々な趣旨により実施される。
⑥ 創造産業	創造産業（creative industries）については、英国（文化・メディア・スポーツ省）による「個々人の創造性や技能、才能に基づくものであり、知的財産の生成及び利用を通して雇用と富を創出する可能性を有する産業」との定義が最も一般的である。対象となる産業分野について、例えば同国では13分野（①広告、②建築、③美術・骨董品、④工芸、⑤デザイン、⑥デザイナーファッション、⑦映画・ビデオ、⑧コンピューター・ゲーム、⑨音楽、⑩舞台芸術、⑪出版、⑫ソフトウェア、⑬テレビ・ラジオ）、シンガポールでは大きく4分野（①芸術、②メディア、③デザイン、④IT・ソフトウェア）に分類している。
⑦ メディア芸術祭	メディア芸術の創造と発展を図るため、アート、エンターテインメント、アニメーション、マンガの各部門において優れた作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供する文化庁の事業。平成9年度より開始され、毎年度各賞の贈呈式、受賞作品展を開催。

